

### 戦前の保険会社小史(2)職工生命保険株式会社

現在まで続いている生命保険会社を設立順に並べると、明治生命(1879)、帝国生命(1888)、日本生命(1889)、太陽生命(1893)である。実は、日本生命と太陽生命の間にいくつかの生命保険会社が出現したが、歴史から姿を消している。前回の大日本生命と同様に職工生命もそのような会社の一社である。

戦前は、工場労働者のことを「職人」と区別して「職工」と呼んでいた。いわゆるブルーカラーのことである。ホワイトカラーは、一般的には「職員」と呼ばれていた。サラリーマンという言葉は和製英語で、大正期以降に流行ったようである。

職工に募集の焦点を絞った会社が 1893 年(明治 26 年)に新設された。その名も「職工生命保険株式会社」。職工生命の史料は、『明治大正保険史料』に収録されており、この史料に依拠して、武田久義教授が「明治前期の非営利保険」『桃山学院大学総合研究所紀要』第 28 巻 1 号、2002 年、49-50 頁の中で職工生命を紹介している。また小林惟司教授も初期における貧民のための民間による生命保険事業の試みの事例として職工生命を紹介している(小林惟司「藤沢利喜太郎の保険思想」『文研論集』1990 年、19-20 頁)。

さらに、同社が傷害保険の端緒であるとする説もあり、戦前の保険史を紐解く人々にとって、同社はまったくの無名会社というわけではない。職工生命が傷害保険を最初に始めた会社であるかどうかについては、後に明らかにすることにして、まず同社の基本的な企業データを紹介しておきたい。

『本邦生命保険業史』によれば、同社の設立時の役員は、当初の社長は熊谷平三、取締役は河野雄二郎、最上廣眸の二名、監査役は鹽田奥造、関信之介等であった。熊谷は、東京火災(後の安田火災、現損害保険ジャパン日本興亜の前身)の取締役であった熊谷と同一人物であると思われるが、他の役員については詳細が明らかではない。同書によれば、設立の年の 11 月に倍額増資をして資本金を 10 万円とした時に、経営権の移動が生じた。新経営陣の社長は高島勘六、取締役は鈴木彦人と原田喜一郎で、原田は支配人を兼任。監査役は、田村秀雄と鈴木亮蔵の二名。加えて医員として保利聯、花岡出来輔、佐藤保の三名がいた。新経営陣と医員は、画像でしめした「職工生命保険株式会社保険規則」(明治 26 年発行と推定)の裏表紙に掲載されている。このうち社長の高島勘六は、『東京商業会議所会員列伝』に砂糖商として紹介されている人物であると思われるが、経営史上とくに有名な経済人ではない。また取締役の鈴木も原田もともに実業界における詳細は明らかではない。医員には花岡出来輔など日本の医師会で有名な医師が選任されている。このように比較的地味な経営陣であった。

同社の初期営業は、順調とは言い難かった。ふたたび『本邦生命保険業史』を引用すれば、以下のとおりである。「(初期の)業績は一向に捗々しからず、28 年 6 月 17 日社長高島勘六氏辞職し、翌 7 月 21 日の臨時総会で小林好愛氏社長となった。この年の契約保有高は僅かに 30 余万円を数えるのみで、其後 31 年 1 月 7 日に臨時総会にて組織其他に刷新を

行い、同時に社名も萬世生命と改称して本社を本郷春木町に移した。」(209頁)

小林好愛は、幕臣出身であり、大蔵省で主として会計や税務の方面で活躍し、官を辞して実業界に入り、職工生命の取締役となり、萬世保険と改称した同社の社長に就任した。この他、保険業では、大阪火災（現三井住友海上の前身）の監査役なども歴任している。ちなみに1894年6月に香港にペスト調査団に北里柴三郎とともに参加した後の東京帝国大医科大学校長の青山胤通の義父である。

同社の「保険規則」が、手元に2冊ある。1冊は、資本金が5万円とされていることから、同社設立の年の明治26年11月以前に発行されたものである。もう1冊は、高島勘六が社長であることから、明治28年6月以前の発行であることは確実である。なおこの間に、大阪支店が開設され、また役員に小林好愛が加わるなどの変化がみられる。

設立当初の宣伝用チラシが、前者の「保険規則」に挟まっていたので、参考までに画像を掲載しておく。A4判の紙にモノクロで両面印刷されたものである。表側は、「職工生命保険株式会社の広告」と題するものであり、職工保険の必要性と商品概要の説明が行われている（画像参照）。また「明治廿六年七月」という期日がある。裏面は、表面からの商品概要の説明の続きで、養老生命保険について説明し、加入条件ごとの受取保険金の表を掲載している。なお裏面の期日が「明治廿六年八月」と印刷されているのは奇妙である。

前述した武田久義教授および小林惟司教授の論文では、職工生命は庶民を対象とした小口保険を提供する会社であり、また貧民救済のための民間保険事業であるということが強調されている。同社の保険の商品性からその庶民性は明白である。同社は、終身生命保険、養老生命保険および割戻付定期生命保険の三種類の保険を提供したが、いずれも共通する3種類の掛金の方法があった。甲と名付けられた掛金は「毎日金1銭」であった。また乙は、「毎日金5厘」、丙は「一か月金10銭」であった（「保険規則」第10条）。ただし「保険掛金は日掛の規定なれども、被保険人の都合に依り1ヶ月乃至1ヶ年分を前払となすことを得」（「保険規則」第11条）とある。

また一つの特徴として、掛金を集金係が徴収のために契約者を訪問するという方式を採用したことである。また契約者の希望によって「保険掛金函」が支給され、日々掛金をこのハコの中に入れておき、集金係が訪問した際に掛け金をハコごと受け渡すものとされた。この点は、「保険規則」第25条で次のように規定されている。「被保険人の望みに依り、保険掛金函を渡すべし。被保険人は日々之に掛金を入れ置き当会社より派出する集金係に渡すものとす。」

ただし同社が職工のみを対象としたのかといえれば必ずしもそうではなかった。「職工生命保険株式会社の広告」では、「名は職工保険となつて居れど、強ち職工には限らず男でも女でも何誰でもごく手軽に加入が出来」とされていた。では「職工保険」が、同社の意図どおりに職工をこえて幅広い階層に募集できたかという点、日割り掛金を基本とした商品性では中流階級にアピールすることは難しかったものと思われる。

現在の視点からみれば、同社が発展するためには商品性を変えるのではなく、イギリス

のプルデンシャルのように、普通生命保険とは差別化された商品性を強化し、またそれを支える強力な募集・集金チャネルの構築をすることである。しかしこのような戦略をとった会社は、職工生命をはじめとする当時新設された小口お兼会社にはなかった。そのため日本でイギリスの簡易保険に相当する庶民向けの小口保険が誕生するのは、郵便局による簡易保険が1916年(大正5年)に登場するまで待つことになった。

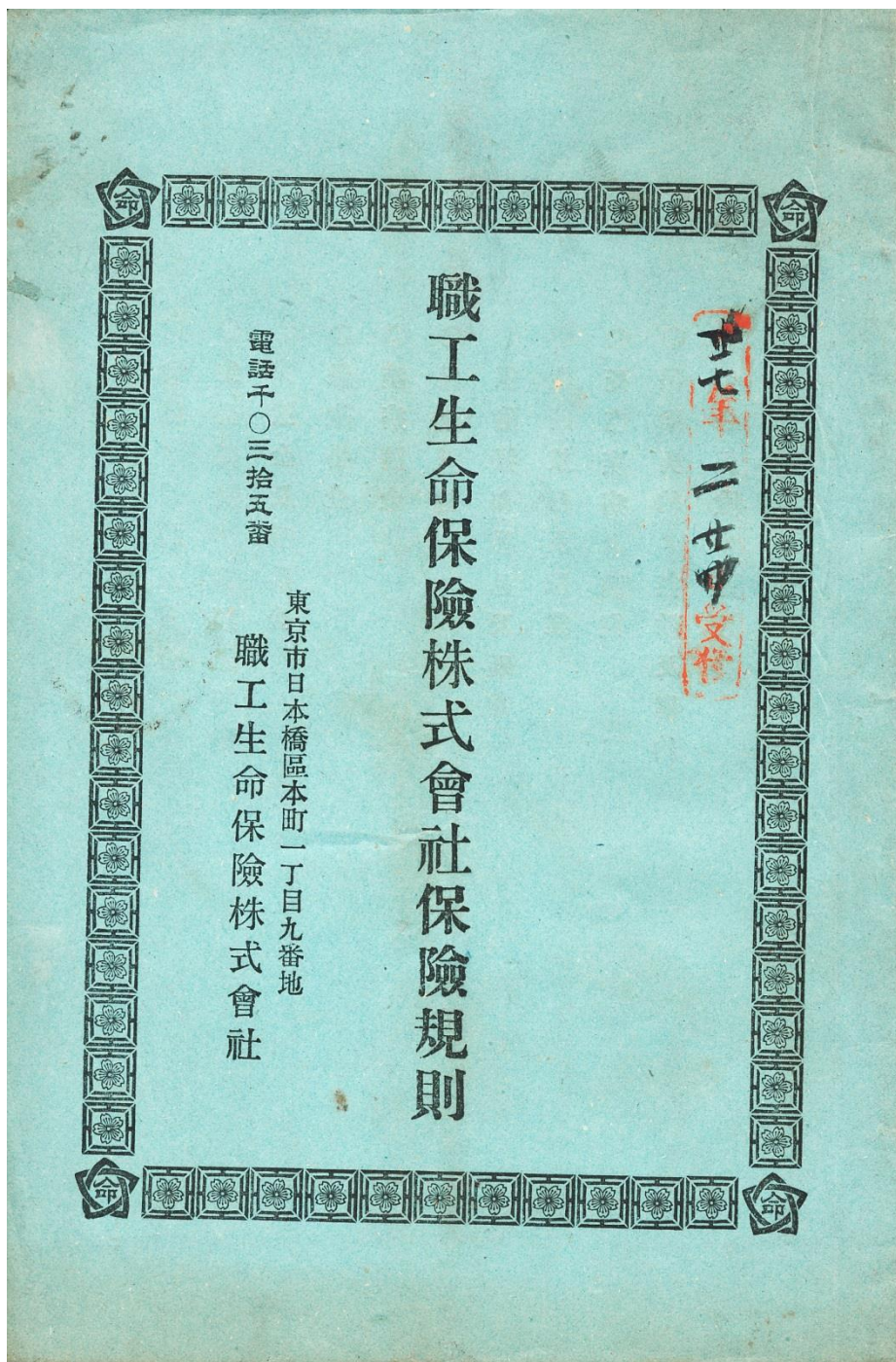
萬世生命と改称した職工生命は、その後、移民保険という商品を募集したが、この保険商品の料算定方法が不正確であることなどから当局から整理命令が下された。その結果、契約が減少したため、最終的に、明治34年に明教保険と合併した。実は、明教保険との合併が行われたのは、小林社長が大阪生命事件の首謀者である岡部廣の進言に従ったためであるという指摘がある。多くの零細保険会社を巻き込んだこの悪名高い大阪生命事件については、次の論文などを参照されたい。(深見泰孝「仏教系生命保険会社の成立および破綻理由について―佛教生命、明教生命、六条生命の分析から―」『保険学雑誌』2011年、613号。小川功「“虚業家”による生保乗取りと防衛側のリスク管理―大正期中央生命の濫用的買収未遂事件を中心として―」『保険学雑誌』2008年、602号。)

以上の記述では、『明治大正保険史料』に依拠した、武田教授と小林教授の論文に対して、『本邦生命保険業史』に依拠して職工生命を紹介した。さらに手元にある「保険規則」と初期の広告も加味して説明した。ところが『本邦生命保険業史』の記述とその他の史料の間に二つの大きな矛盾が存在する。最後のこの点について言及して結びとしたい。

第一の矛盾は、『本邦生命保険業史』では、明治26年11月に増資した時に経営権が移動したとされるが、明治26年の増資以前に発行された「保険規則」には、新経営陣が記載されていることである。第二の矛盾は、同書では、職工生命は「旅行者を汽車旅行者及び汽船旅行者の二種に区分せし傷害保険」(209頁)を販売したと記述されているが、同社の「保険規則」および宣伝用のチラシには、傷害保険を募集するとは書かれていない。

前者は、現在の史料では確認する術はない。つまり「保険規則」の存在は、「増資した時に経営権が移動した」という事実を否定するものであるが、経営権の移動までをも否定する証拠とはいえない。後者は、わが国の傷害保険史にとって重要である。職工生命をわが国傷害保険の嚆矢とする説は、『本邦生命保険業史』の記述を典拠とするものである。しかしながら、創立年の職工生命の「保険規則」および初期の宣伝チラシには、傷害保険の記述は見当たらない。したがって、現時点において職工生命をわが国の傷害保険の嚆矢とする証拠はない。ただし傷害保険ではないが、疾病渡金という制度があった。ではこの制度から同社が疾病保険の嚆矢であるといえるのであろうか。

「保険規則」によれば、疾病渡金とは、5年以上の保険期間を経過した後、疾病にかかって2か月以上仕事が出来なくなった場合に、若干の金額が支給される制度である(第12条)。しかし、この支給は、保険金の一部の前払いであり(第13条)、厳密に言えば疾病保険給付ではなかったことは明らかである。よって同社は、疾病保険の嚆矢であるともいえない。





**養老生命保険の事**

本社は又終身生命保険、割戻付定期生命保険の他に養老生命保険と申して老ての後に餘生を樂に送らるゝ契約ありて是は十五年二十年二十五年三十年三十五年四十年四十五年の後に養老金を受取んと欲する者には其年限は七期の内何れなりをも定めて加入甲は毎日一錢乙は五厘丙は一月十錢の内何れの保障掛金にて其年限が来れば契約の養老金を會社に拂渡し又契約満期に至らずして死亡する等の事あれば會社は保障金として契約の金額を拂渡し其後は掛金を爲るに及ばざる方法なれば老ひての後迄苦悶をせぬ様に心掛くる人は早く養老保険を行て置べし然すれば若身一人の安樂のみならず子孫百世富榮えて樂しかるべし

○通常養老生命保険金表

種別	掛金	甲					乙					丙				
		満期	年	満期	年	満期	年	満期	年	満期	年	満期	年	満期	年	
十五年	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	
二十年	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	
二十五年	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	九十圓	
三十年	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	
三十五年	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	二百二十圓	
四十年	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	百卅五圓	
四十五年	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	百五十圓	
十五年	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	二十圓	
二十年	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	三十圓	
二十五年	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	四十圓	
三十年	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	五十圓	
三十五年	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	六十圓	
四十年	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	七十圓	
四十五年	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	八十圓	

明治廿六年八月 電話千〇三十五番  
 東京市日本橋區本町一丁目九番地  
**職工生命保險株式會社**